治山林道工事調査等業務標準仕様書

別紙1

地質調査・測量・設計・計画作成等業務に係る資格者基準

別紙1

地質調査・測量・設計・計画作成等業務に係る資格者基準

1. 地質調査業務(地質·土質調査)

1. 地質調査業務(地質・土質調査)		
作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
[解析調査]	業務主任技術者	業務主任技術者は、調査業務等の履行に
ア 学識経験者等で構成される委員会を設けて		あたり、技術士(総合技術管理部門(業務
行う調査		に該当する選択科目)又は業務に該当する 部門)又はこれと同等の能力と経験を有す
イ 一般調査の成果に基づく資料等の解析及び		部門)又はこれと同等の能力と経験を有り る技術者、あるいはRCCMの資格保有者
取りまとめ ウ その他前述した業務と同程度以上の技術的		であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保
判断を要するもの		できれば可)でなければならない。
1161237 0 000		なお、業務の範囲が現場での調査・計測
[一般調査]		のみである場合、又は内業を含み、かつそ
ア 物理探査及びボーリング調査(高度な技術		の範囲が次に示す業務内容の場合、地質調
的判断を要する調査、資料の解析、地質断面		査技師又はこれと同等の能力と経験を有す スサ作者と業務されせ作者とまることがで
図作成等を除く。)		る技術者を業務主任技術者とすることがで きる。
イ 土質試験 ウ 地すべり移動量調査		C .0 .
エ その他前述した業務と同程度のもの		業務内容
工 (の他的延じた来物と同程及の 000		1 既存の資料の収集・現地調査
		(1)関係文献の収集と検討
		(2)調査地周辺の現地調査
		2 資料整理とりまとめ
		(1)各種計測結果の評価及び考察 (2)異常データのチェック
		(3)試料の観察
		(4)ボーリング柱状図の作成
		3 断面図等の作成
		(1) 地層及び土性の工学的判定
		(2)土質又は地質断面図等の作成。
		〇 業務に該当する選択科目及び部門と は、
		① 技術士【総合技術管理部門】(土質及
		び基礎)
		② 技術士【建設部門】(土質及び基礎)
		③ 技術士【応用理学部門】(地質)
		④ RCCM(地質部門)⑤ RCCM(土質及び基礎)
		6 地質調査技士
		をいう。

2. 測量業務

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
ア 起点、終点、通過点、構造物の位置、高さ及び規模を発注者が指示して行う測量並びに、これらの成果に基づく図化。イ その他前述した業務と同程度のもの		質格者認定基準性別 測量法に基づく測量士の有資格者であ り、かつ、高度な技術と十分な実務経験を 有する者で、日本語に堪能(日本語通訳が 確保できれば可)でなければならない。

3. 設計業務		
作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
	対象技術者名管理技術者	資格者認定基準種別 管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術器門)するる。(社に設定の資格のの資本を対して、
		⑥ RCCM (農業土木部門) をいう。

1. 計画作成等業務(地質・土質調査以外)

1. 計画作成等業務(地質・土質調査以外)		
作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
[解析調査]	管理技術者	管理技術者及び照査技術者は、技術士(総
ア 学識経験者等で構成される委員会を設けて		合技術監理部門(業務に該当する選択科目)
行う調査		又は業務に該当する部門)又は、(社)日本
イ 治山事業に係る流域全体計画調査及び林道		林業技術協会が行う林業技士(業務に該当
事業に係る全体計画調査		する部門)の資格保有者、あるいはRCC M(業務に該当する部門)の資格保有者又
ウ 治山事業又は林道事業の計画策定に係る調		M(未務に該当する部門)の負俗体有省文 は、これと同等の能力と経験を有する技術
┃ 査(イの調査を除く。) ┃ エ 一般調査の成果に基づく資料等の解析及び	照査技術者	者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確
エ 一般調査の成果に基づく資料等の解析及の 取りまとめ		保できれば可)でなければならない。
取りまとめ オ 計画又は設計の策定のために行う空中写真		precedents, emission as a second
の図化、判読による調査		*「これと同等の能力と経験を有する
カ 山地災害危険地区等の判別調査		技術者」とは、技術士及びRCCMに
キ 特殊な工法、機械等の開発に係る調査		ついては業務に関連する部門の資格 所有者をいう。
ク その他前述した業務と同程度以上の技術的		MB 12 0 7 0
判断を要するもの		O #675; -=+ 1; - 7 133 D 1; - 7 23 D 1; - 7
5 4n=m+-1		│ ○ 業務に該当する選択科目及び部門と │ は、
[一般調査]		10.
ア 水質試験		① 技術士【総合技術監理部門】(森林
イ 植生調査 ウ 流量測定等水文調査		土木) ② 技術士【森林部門】(森林土木)
エ その他前述した業務と同程度のもの		② 技術士【森林部門】(森林土木) ③ RCCM(森林土木部門)
一 での他所定のた本物と内性及の 000		④ 林業技士(森林土木)
		をいう。
		〇 業務に関連する部門とは、
		 ① 技術士【総合技術監理部門】(河川、
		砂防及び海岸・海洋)、(道路)、
		(農業土木)
		② 技術士【建設部門】 (河川、砂防及 び海岸・海洋)、(道路)
		③ 技術士【農業部門】 (農業土木)
		④ RCCM(河川、砂防及び海岸・海
		洋部門)
		⑤ RCCM(道路部門) ⑥ RCCM(農業土木部門)
		をいう。

付 則

- 1 平成17年4月1日 制定
- 2 平成20年4月1日 改定
- 3 平成23年4月1日 改定
- 4 平成24年4月1日 改定
- 5 平成25年4月1日 改定
- 6 平成27年4月1日 改定
- 7 平成28年4月1日 改定
- 8 平成29年4月1日 改定
- 9 平成30年4月1日 改定
- 10 令和2年4月1日 改正
- 11 令和3年6月1日 改正